

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定による。

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 別表（第3条関係） | | 別表（第3条関係） | |
| 職名 | 報酬 | 職名 | 報酬 |
| ……略…… | ……略…… | ……略…… | ……略…… |
| 固定資産評価審査委員会委員長 | 日額 <u>26,000円</u> | 固定資産評価審査委員会委員長 | 日額 <u>15,000円</u> |
| 固定資産評価審査委員会委員 | 日額 <u>20,000円</u> | 固定資産評価審査委員会委員 | 日額 <u>13,200円</u> |
| ……略…… | ……略…… | ……略…… | ……略…… |

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。